

# 香川県報



第 59 号

平成 17 年

7月29日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●さぬきこどもの国規則の一部を改正する規則

（子育て支援課）

一

### 告 示

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（長寿社会対策課）

五

○家畜伝染病発生の告示

（畜産課）

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（ 〃 ）

○土地区画整理組合の定款の変更の認可（三件）

（都市計画課）

### 教育委員会規則

●公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

七

### 規 則

●県立学校学則の一部を改正する規則

### 人事委員会規則

●職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

八

## 規 則

さぬきこどもの国規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十八号

さぬきこどもの国規則の一部を改正する規則

さぬきこどもの国規則（平成七年香川県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条、第四条第六項及び第十条」に改める。

第九条を第十五条とし、第八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（書面のファクシミリ装置による提出）

第十二条 この規則の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（指定管理者による管理の基準等）

第十三条 さぬきこどもの国条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にこどもの国の運営を行うこと。

二 こどもの国の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 さぬきこどもの国条例第四条第六項の規則で定める業務は、こどもの国の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条第三項、第八条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 こどもの国の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、前条並びに第十五条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

（利用料金）

第十四条 さぬきこどもの国条例別表に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

（利用料金）

第十四条 さぬきこどもの国条例別表に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

する。  
 第七条第二項中「第四条第二項」を「第五条第四項」とし、同条を第十条とする。  
 第六条第一号中「施設」の下に「又は設備」を加え、同条を第九条とする。  
 第五条中「別表の」を「別表第一の」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用許可の取消し等)

第八条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又はこの国の利用の停止を命ずることができる。  
 一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。  
 二 第五条第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。  
 三 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。  
 四 第五条第四項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。  
 第四条第一項中「この国の施設のうち、こども劇場又は研修室を利用しよう」を「さぬきこどもの国条例第三条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けよう」に、「別記様式」を「第一号様式」に、「提出してその許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項の許可」を「利用許可」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
 2 前項のこども劇場・研修室利用許可申請書は、利用しようとする日の三月前の日以後に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。  
 3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。  
 一 こどもの国の風紀若しくは秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。  
 二 こどもの国の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。  
 三 その他この国の管理上支障があると認められるとき。  
 第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。  
 (利用の許可の変更)

第六条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、さぬきこどもの国条例第三条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、こども劇場・研修室利用許可変更申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。  
 2 前条第三項及び第四項の規定は、変更許可について準用する。  
 第三条の次に次の一条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第四条 この国の国のうちさぬきこどもの国条例第三条(同条例第四条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、こども劇場及び研修室とする。  
 別表中「第五条関係」を「第七条関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。  
 別表第二(第十四条関係)

一 研修室を分割して利用する場合の利用料金

種 別	単 位	金 額
研修室一	一時間当たり	七百六十円
研修室二	一時間当たり	六百二十円

二 附属設備及び器具の利用料金

種 別	区 分	単 位	金 額
こども劇場	拡声装置	一式につき一時間当たり	六百七十円
	マイクロホン	一台につき一時間当たり	八十円
	移動型ステージスピーカ	一對につき一時間当たり	百円
	ステージモニタースピーカ	一對につき一時間当たり	五十円
調光装置	カー	一式につき一時間当たり	千五百三十円
	ハイビジョン設備	一式につき一時間当たり	千二百円
	調光装置	一式につき一時間当たり	千二百円

サスペンションスポット ライト(八台又は十二台) エフェクトスポットライ ト(二台) フルコンサートグラント ピアノ 演台 拡声装置 マイクロホン ビデオプロジェクター 教材提示カメラ	一列につき一時間当たり 一式につき一時間当たり 一式につき一時間当たり 一式につき一時間当たり 一式につき一時間当たり 一人につき一時間当たり	百三十円 百八十円 九百五十円 百三十円 四百四十円 五十円 六百四十円 二百三十円 二百円
サイクリン グ自転車 マウンテン バイク 変わり種自 転車	一人につき一時間当たり 一人につき三十分当たり	二百五十円 二百円

三 冷暖房使用料

種 別	単 位	金 額
こども劇場	一時間当たり	九百七十円
研修室	一時間当たり	三百五十円
研修室一	一時間当たり	百九十円
研修室二	一時間当たり	百六十円

別記様式中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、「第5号様式」に改め、同様式を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

こども劇場・研修室利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで許可のあったこども劇場・研修室の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### ●香川県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所（施設）の名称 及び所在地	申請者（開設者）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（法人以外の者にあつては、氏名及び住所）	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇二一一三	ヘルパーステーション 協同 高松市木太町四七〇五 ―四	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 番二四号	平成十七年 七月十五日	居宅介護 支援

#### ●香川県告示第四百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜及び 疑似患畜 の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	一	さぬき市昭和 三六三三	平成十七年七月 十三日	殺処分

### 公告

#### ●香川県公告第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月十五日まで縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 申請のあつた年月日  
平成十七年七月十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人 輿  
和泉 安津砂  
高松市屋島東町一〇九五番地一九四
- 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や児童その他社会的援助を必要とする人々に対する在宅援助事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

#### ●香川県公告第四百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 申請のあつた年月日  
平成十七年七月十四日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ほととぎすの会

小磯 治雄

坂出市旭町三丁目一番二十三号

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県下の障害者(児)・高齢者とその家族や関係機関に対して、社会参加を促進し地域で生活をする為に必要な事業を行い、福祉の向上・増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町北岡北地区土地区画整理組合の定款の変更について認可をしたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

飯山町北岡北地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年八月二日から平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前

綾歌郡飯山町東坂元字秋常の一部

変更後

丸亀市飯山町東坂元字秋常の一部

四 事務所所在地

変更前

綾歌郡飯山町川原一一四番地一

変更後

丸亀市飯山町川原一一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年八月二日

六 変更認可の年月日

平成十七年七月二十九日

●香川県公告第四百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町島田北地区土地区画整理組合の定款の変更について認可をしたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

飯山町島田北地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十三年十二月十一日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前

綾歌郡飯山町下法軍寺字島田の一部

変更後

丸亀市飯山町下法軍寺字島田の一部

四 事務所所在地

変更前

綾歌郡飯山町川原一一四番地一

変更後

丸亀市飯山町川原一一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十三年十二月十一日

六 変更認可の年月日

平成十七年七月二十九日

●香川県公告第四百六十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合の定款の変更について認可をしたので、同条第四項の規定

により次のとおり公告する。

平成十七年七月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十二年一月二十五日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前

綾歌郡飯山町東坂元字三ノ池の一部

変更後

丸亀市飯山町東坂元字三ノ池の一部

四 事務所の所在地

変更前

綾歌郡飯山町川原一一四番地一

変更後

丸亀市飯山町川原一一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十二年一月二十五日

六 変更認可の年月日

平成十七年七月二十九日

### 教育委員会規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十九日

香川県教育委員会

### 香川県教育委員会規則第二十四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の1の部中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

#### 三 専門職学位課程修了

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第六十五条第二項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三条第一項の規定により変更されたものである場合にあつては、その変更がないものとした場合における標準修業年限）が二年以上のものに限る。）の修了

別表第五修士課程修了の項の次に次のように加える。

専門職学位課程修了	一	八	十	二	十	四	十	六	十	九
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第六中

「修士課程修了」を

「修士課程修了  
専門職学位課程修了」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十九日

香川県教育委員会

### 香川県教育委員会規則第二十五号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立三豊工業高等学校の項中「三豊郡大野原町大字大野原五五三七番地」を「観音寺市大野原町大野原五五三七番地」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月十一日から施行する。

人事委員会規則

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十九日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十二号

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第

二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前条第十号」を「前条第十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。